

平成27年第1回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(平成27年2月16日)

平成27年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 平成27年 2月16日 (月)

○告示年月日 平成27年 2月 9日 (月)

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 平成27年 2月16日 (月) 午後2時00分

○閉 会 平成27年 2月16日 (月) 午後4時10分

○出席議員 (14名)

1番	吉元善宏	2番	中野重高
3番	呉羽真弓	4番	曾我千代子
5番	大倉博	6番	前出茂
7番	坪井久行(遅刻)	8番	三原和久
9番	吉岡克弘	10番	西岡努
11番	籠島孝幸	12番	新田晴美
13番	杉岡義信	14番	杉浦正省

○会議録署名議員

9番	吉岡克弘	10番	西岡努
----	------	-----	-----

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事(精華町長)	木村要	理事(木津川市長)	河井規子
理事(笠置町長)	松本勇	理事(和束町長)	堀忠雄
理事(南山城村長)	手仲圓容		
会計管理者(精華町会計管理者)	安岡誠		

○事務局職員出席者

事務局長	福田全克	主幹	國子慶順
主査	南山新治		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 副議長選挙
- 第 4 議席の指定
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 1 号 平成 26 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算
(第 2 号) について
- 第 7 議案第 2 号 平成 26 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計
補正予算 (第 1 号) について
- 第 8 議案第 3 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について
- 第 9 議案第 4 号 相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の
一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 5 号 平成 27 年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について
- 第 11 議案第 6 号 平成 27 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計
予算について

平成27年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会

平成27年2月16日(月)

大谷処理場 会議室

(午後2時00分 開会)

○議長 皆さん、こんにちは。ただ今の出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を開催いたします。

これより会議を開きます、なお広報用として写真撮影を許可しておりますので御了承願います。平成27年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には各市町村議会での活動など公私極めて御多用の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

2月も半ばを過ぎ、春の訪れも間近になってまいりましたが、まだまだ厳しい寒さの毎日であります。議員の皆様方には3月議会を控え、公私極めて御多用のところ、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

開会に先立ち、笠置町議会におかれましては、昨年12月に平成26年第4回笠置町議会定例会により議長選挙等が執行され、本組合議会議員が新たに選出されました。

ここで御紹介をいたします、笠置町議会議員、杉岡義信さんでございます。

○杉岡議員 失礼します。笠置町の杉岡義信でございます、どうかよろしく申し上げます。

(拍手)

○議長 ありがとうございました。

さて、今定例会に提出されます案件は平成26年度補正予算、及び平成27年度当初予算など極めて重要な案件が提出されております。慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますことをお願い申し上げますとともに、円滑なる議会運営に御協力を賜りますよう合わせてお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは代表理事から挨拶を受けます、木村代表理事どうぞ。

○木村代表理事 皆さん、こんにちは。それでは第1回の相楽郡広域事務組合の定例会に当たりまして挨拶を申し上げたいと思います。本日は平成27年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては公私とも極めて何かと御多用の中、こうして御出席を賜り、まことにありがとうございます。平素は当組合の運営に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに改めまして厚くお礼を申し上げます。

さて我が国の経費はおだやかな回復を続けていると言われておりますが、私にはまだまだその実感はございません。原油価格の下落など、経済へのプラス効果もあり、物価動向を改善することを期待するものであります。御承知のとおり現在、国会では一般会計の総額が9兆6千300億円までに上る来年度予算案が審議されております。平成26年度補正予算や、平成27年度の税制改正と合わせ経済再生と財政健全化の両立を実現する予算であります。地方創生関連の予算措置が出される一方、税収増等を反映し、地方交付税交付金の減額など、私たち地方自治体を取り巻く環境も刻々と変化をしております。また構成市町村の財政は地方交付税の抑制や、社会福祉関係経費の増加等により、引き続き非常に厳しい状況が続いております。このような中、財源の約74%が構成市町村の分担金である本組合としましては、事務の効率化をはかりながら効果的な組合運営をめざし、積極的なコスト削減をはかる一方、し尿処理事業を中心に消費生活センターや、休日応急診療所の運営など、住民生活における安心に直接つながる事業を進めているところでございます。

それではここで昨年11月17日に開催しました定例議会以降の本組合の主な内容について報告申し上げます。はじめに、し尿処理業務についてでございます、し尿、及び浄化槽汚泥の搬入量につきましては下水道の進捗によりまして年々減少しており、平成26年12月末現在では、し尿は前年比約9.4パーセント、浄化槽汚泥は前年比、約4.8パーセントと、それぞれ減少しており、全体では約7パーセントの減少となっており、今後も減少していくことが予想されます。また大谷処理場運転維持管理業務につきましては平成17年度より下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる「合特法」の趣旨を踏まえまして措置として、し尿・浄化槽汚泥収集運搬業者で構成されます京都南部環境事業協同組合に委託をして業務を遂行しているところでございます。大谷処理場精密機能検査及び施設整備構想につきましては、議員の皆様方にはその概要と報告書を議案とともに配付させていただいたところでございますが、本年度大谷処理場の整備構想を策定し、今後の大谷処理場の施設整備の具体化に向けて次年度以降検討してまいりたいと考えているところでございます。なおこの内容につきましては、後ほど行政報告において事務局長から報告をさせます。また、し尿くみ取り手数料の改正につきましては昨年11月の全員協議会においても説明させていただいたところでありますが、現行10リットルあたり110円の原価計算の見直しをいたしましたところ、10リットルあたり126円となり、平成27年4月から業者への委託料を126円とし、平成27年10月から手数料を改定することといたしました。したがって半年間は、その差額の16円を行政負担とすることとしているところであります。この後の議案において廃棄物処理条例の一部改正条例を提案させていただくものでございます。

次に消費生活センターについての報告でございます。本年度12月末現在での相談件数につきましては398件、1日平均2.2件の相談であります。前年と比較しますと28件、7.6パーセント増となっております。相談内容につきましては、ほぼ全国的な相談内容と同じ傾向であります。一番多い相談は、スマートフォンの架空請求や、ワンクリック請求といった相談で77件。続いて不用品の買い取りや、多重債務に関する相談で28件。三番目に多い相談はプロバイダー契約等のインターネット通信サービスの相談で15件となっております。また本年度も昨年度に引き続き、各市町村等のイベントや、消防フェアに本センターのブースを出展させていただき、消費生活無料相談と合わせまして、本センターのPRを行いました。消費者教育及び、啓発事業といたしまして、本年度も自立した賢い消費者の育成をめざし、10月から11月にかけて消費生活講座を4回開講し、延べ84人の方に参加をいただいております。また悪質商法等に関する意識を高め、消費者被害を防止するため、消費生活出前講座を本年3月までに25回、約650人の方々を対象に実施する予定となっております。なおこれら消費生活センター事業の大部分は京都府消費者行政活性化事業費補助金を活用させていただいておりますが、昨年12月16日に交付申請どおりに657万8,000円の交付決定があったところでございます。

最後に休日応急診療所についてでございます、今年度12月末現在での受診者数は、544人、一日あたりの受診者数は平均しますと10.7人でありました。特に年末年始の受診者数はインフルエンザの流行等によりまして大幅に増加し、6日間で211人、一日あたり平均35人が受診をされ、そのうち12月31日は58人の受診者でありました。また平成27年度以降の調剤業務につきましては、昨年11月の全員協議会で説明をさせていただきました。その後学研都市病院等を運営されております「医療法人 社団 医聖会」に委託をすることで、去る2月3日に覚書を締結したところであり、4月以降も当診療所において投薬できることとなりました。

以上が今日までの経過でございます。

さて、本定例会に提案いたします議案は、平成27年度一般会計予算及び特別会計予算など6件でございます。

以上、報告を申し上げまして開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 　　ありがとうございました。

本日の議事日程の報告は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

これより議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、議長において指名します。

9番、吉岡克弘議員、10番、西岡努議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします、本定例会の会期は去る2月3日開催の議会運営委員会において本日1日間とすることで決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、副議長選挙を議題とします。

副議長の選挙を行います、選挙の方法につきましては地方自治法第118条第1項に基づく投票による選挙、同条第2項の規定による指名推選の二つの方法がありますが、指名推選により行いたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします、指名の方法につきましては議長が指名することにしたいと思っておりますがこれに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます、よって議長が指名することに決定しました。副議長には杉岡義信議員を指名します。

お諮りします、ただ今、議長において指名しました杉岡義信議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます、よってただ今、議長が指名しました杉岡義信議員が副議長に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

副議長の当選承諾と挨拶をお願いいたします。

杉岡議員、前へ出てお願いいたします。

○杉岡議員 一言、御挨拶を申し上げます。ただ今、委員各位の御推挙により相楽郡広域事務組合議会の副議長を仰せつかりました杉岡義信でございます。私たち市町村を取り巻く環境は非常に厳しく、さらなる行財政改革が必要であり、各市町村が連携をはかりながら課題解決をしていく必要があると考えております。議長を支えながら一生懸命頑張っていきたいと存じますので、議員の皆様方、並びに木村代表理事はじめ理事者の皆様方のより一層の御指導と御協力を賜りますようお願い申しまして就任の挨拶とさ

せていただきます。ありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。

 日程第4、議席の指定を議題とします。

 議席は会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定することになっております。よって議長において議席を指定いたします。杉岡義信議員の議席を13番に指定します。議席番号の入った名札と差しかえますので、その間暫時休憩します。

 (休 憩)

○議長 再開いたします。

 日程第5、行政報告を議題とします。

 事務局から行政報告を受けます、事務局長どうぞ。

○福田事務局長 事務局長の福田でございます。代表理事にかわりまして、私のほうから行政報告を申し上げます。

 それでは「相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機械検査報告書」及び、「相楽郡広域事務組合大谷処理場整備構想」につきまして、その概要を報告いたします。

 資料の内容に入ります前に、今回の業務委託の前提条件などを説明いたしますと、まず今回の目的につきましては大谷処理場に対します大きく二つの内容がございます、一つは法に基づく既存施設の精密機能検査と、もう一つは今後に向けた施設整備構想の策定でございます。

 この二つの内容によりまして大谷処理場の維持管理、処理機能、設備装置などの現状と問題点を把握することと、その結果に基づき今後の経済的、かつ合理的な施設運営に向け、施設整備に関する事項を検討、整理するものでございます。

 さらにはこれら一連の作業を適正かつ効率的に実施することで、今後の処理場の維持管理、経済効率等を考慮した施設運営及び施設整備の基礎資料とするものでございます。

 業務委託の進捗は、昨年4月30日の入札後、5月1日に着手し、途中、理事会の内容説明をはじめまして、各市町村の担当課長会議等による協議を踏まえ、本年2月9日に業務が完了いたしました。

 業務には一定の専門性が必要なことから指名願提出者の中から、これまでに精密機能検査の実績があるなど、各種の条件に合致しました12社を指名し、郵便入札によりまして指名競争入札で行ったものでございます。

 結果、うち7社が辞退の中で5社応札のうち、株式会社日本環境工学設計事務所関西支社が、税込み240万8,400円で落札いたしました。

 なお落札率は58.7パーセントでございます。

 それでは、これより資料の内容を説明させていただきますので、事前にお配りさせていただきました、こちらの「相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書(概要)」

の資料をご覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず冒頭の「背景」でございますが、大谷処理場は平成9年度から平成12年度までの4か年をかけ、現場所で全面更新をいたし、供用開始から13年が経過をしている上、搬入量も下水道等の進捗により、計画処理量の約60パーセントまで減少しております。しかし下水道計画のない笠置町や、南山城村、またほかの下水道未設置区域のし尿及び浄化槽汚泥は引き続き処理していかなければならないことから、大谷処理場は今後どの圏域に欠かせない施設であるということでございます。

次に「精密機能検査の目的」でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則の第5条の規定に基づきまして3年に一度策定するものでございまして、今回、株式会社日本環境工学設計事務所に業務委託をして実施、取りまとめたものでございます。

続きまして施設の概要が1ページの下段から2ページ中ほどにかけまして、概略の処理フローとしてまとめさせていただいております。

さらには2ページの下段から3ページかけまして、「運転管理」を整理しておりますが、そのうち3ページの中ほどの「(2)維持管理状況」部分に記載のとおり、「機器・装置類は定期的に整備・補修されており、特に支障は見られない」と、総体的に判断されていますものの、あわせて経年劣化からの異常が見られるため、「定期補修以外にも対応が望まれる」との判断もされているところでございます。

最後に4ページのまとめでございますが、特に大谷処理場は機械類の一部分につきまして、約14年が経過をしており、設備、装置によりましては耐用年数に達している状況でございます。また、さらに量が減少いたしまして浄化槽汚泥の混入率が多くなってきております。このような状況の中では施設を根本的に見直す時期にきていると考えられるものでございます。このことから施設整備構想では具体的な方策として二点の検討を行い、その概算費用もお示しをさせていただいております。具体的には、一つは現状の建築物を活用して処理規模を縮小する方法で、この方法での概算事業費は約9億円となります。もう一つは処理規模を縮小し、焼却を廃止し、焼却炉を撤去する方法で、この方法での概算事業費は約7億円となります。しかしながら、昨今の経済状況から工事費用の膨張が避けられない傾向でございますことなど細部の検討の結果、事業費が減少することもありますことなど、今後大幅にこの事業費は変動する要素を抱えておりますので数値の取り扱いにつきましては慎重にお願いしたいと思っております。

なお4ページの最後の部分には改築更新に、すぐに取りかかった場合の仮定のスケジュールといたしまして平成31年度に竣工するというような目標でのスケジュールが記載しております。しかしながら震災復興や、東京オリンピックの開催に向けて、資材費や人件費のさらなる高騰が十分に予想される中では、これらの大型事業が落ち着いた後

での着手が極めて有効であると思いますので、これらを踏まえまして実施方法や時期などを引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 以上で行政報告を終わります。

日程第6、議案第1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

○木村代表理事 それでは議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）について。

平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を別添のとおり定めま
す。

平成27年2月16日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ
1,029万2,000円を減額し、補正後の総額を4億6,497万2,000円と
するものでございます。歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入につきま
しては分担金は1,191万8,000円の減、負担金は339万9,000円の減、
使用料で10万円の増、手数料で53万2,000円の増、府補助金で314万2,0
00円の増、繰越金は125万1,000円の増となっております。

次に歳出では、総務管理費で43万5,000円の増、保健衛生費で373万1,0
00円の減、清掃費で577万4,000円の減、商工費で京都府消費者行政活性化事
業費補助金の確定によります財源更正が主なものでございます。

以上、平成26年度一般会計補正予算（第2号）の概要を申し上げまして提案説明と
させていただきます。

なお詳細につきましては事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり
御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます、事務局どうぞ。

○國子主幹 事務局の國子でございます。

それでは議案第1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に年度末での執行見込みに伴います関係科目での更正を行うも
のでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので予算書の6ページをお開きください。なお、

今回から補正内容の事業ごとでの内容を附属資料として取りまとめておりますので、具体的な説明につきましては、平成26年度補正予算附属資料により行いますので、恐れ入りますが附属資料の1ページを合わせてお開きください。

まず1ページ上段の総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費につきましては、50万円の増額補正でございます。これは各種事業運営にかかります事務経費が不足するための増額でございます、コピーセット料やコピー用紙、事務消耗品等の経費分でございます。

次に1ページ下段の総務費、総務管理費、一般管理費となっておりますが、正しくは第3目の相楽会館費でございますので、訂正方よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。この相楽会館費では、相楽会館管理運営費としまして6万5,000円の減額補正でございますが、事業内容の欄に記載のとおり補正内容は2点ございまして、1点目は会館改修工事費の執行残の減額が15万2,000円と、2点目は平成25年度実施の改修工事結果にかかります建築基準法第12条第5項の報告のための業務委託料の追加が8万7,000円でございます。なお特定財源としまして、相楽会館使用料の増収見込み10万円を充当いたします。

続きまして附属資料の2ページに移っていただきまして、上段の衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、373万1,000円の減額補正でございます。これは議案第2号で提案の特別会計補正予算におきまして、収支の変動に伴います一般会計からの繰出金の減額でございます。

次に2ページ下段の衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費につきましては、386万円の減額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目は、し尿収集運搬業務委託料の実績見込みによる減額が399万9,000円と2点目が、し尿くみ取り券の還付金の実績見込みによる減額が46万1,000円でございます。なお特定財源としまして、し尿処理手数料負担金の実績見込み339万9,000円の充当減がございます。

附属資料3ページに移りまして、上段の衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては、191万4,000円の減額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が水質と大気分析業務の委託料と、2点目が精密機能検査と施設整備構想策定業務の委託料で、執行見込みによる減額が、それぞれ9万5,000円と、191万3,000円のほか、3点目が上水道配水管の漏水工事負担金の追加が9万4,000円でございます。なお特定財源としまして浄化槽汚泥投入手数料の増収見込み53万2,000円の充当がございます。

次に3ページ下段の商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費につきましては、補正額はゼロでございます。これは京都府からの消費者行政活性化事業費補

助金の交付決定による増額分の財源更正でございます。なお事業内容の欄に記載のとおり、当初予算におきましては、補助金廃止への対応準備としましておおむね半額を計上していたものでございます。

附属資料4ページに移りまして予備費、予備費、予備費の予備費につきましては、122万2,000円の減額補正でございます。これは年度末に向けて必要最小限での減額を行うものでございまして、その他の不用額や財源の変動などと合わせまして分担金の精算を行うものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入を申し上げますので、今度は恐れ入ります、予算書の4ページをお開きください。

歳入では先ほど説明いたしました歳出のそれぞれの財源としまして、分担金から5ページの最後の繰越金までの所要の補正を行うものでございます。特に4ページの最初の分担金につきましては、基礎数値が可能な限り直近のものを使用することとしておりますため、当初予算の段階では仮の数値で算定しておりましたものを、本来の基礎数値に置きかえますとともに、歳出での不用額などによります全体経費額の変動に合わせて分担金の算定替えを行ったものでございます。なお予算書最後の9ページと10ページには今回の分担金補正の算出内訳を添付しておりますので、後ほど参考にご覧いただければと存じます。

以上、議案第1号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることで御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、お諮りします。議案第1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)について採決します。この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます、挙手全員であります。

よって議案第1号、平成26年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事どうぞ。

○木村代表理事 それでは議案第2号を提案させていただきます。

議案第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏復興事業特別会計補正予算（第1号）について。

平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏復興事業特別会計補正予算（第1号）を別添のとおり定めます。

平成27年2月16日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198万8,000円を追加し、補正後の総額を1,968万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では休日応急診療所収入で18万2,000円を減額し、繰越金で217万円の増とするものでございます。

次に歳出では振興費で1万8,000円の増、衛生費で197万円の増とするものでございます。

以上、平成26年度特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます提案説明とさせていただきます。慎重な御審議のうえ、御可決賜りますようお願い申し上げます。

なお詳細については事務局から説明をさせます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局どうぞ。

○國子主幹 事務局の國子でございます。

それでは議案第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏復興事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先ほどの一般会計補正予算と同様、年度末での執行見込みに伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは歳出から、附属資料でもちまして具体的な説明を申し上げますので、予算書は5ページを、附属資料も5ページをお開きください。

まず附属資料5ページ上段の振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏復興事業運営経費につきましては、1万8,000円の増額補正でございます。これは前年度繰越金の確定に伴う財源余剰分を、ふるさと市町村圏復興事業基金に積み増しするものでございます。

次に5ページ下段の衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、197万円の増額補正でございます。これは事業内容の欄に記載のとおり、

まず1点目が、受診者の増加に伴います医薬材料費の追加が190万円と、2点目が受診者対応のための諸備品整備で7万円の追加でございます。なお受診者増加の状況も記載のとおりでございますが、これまでから御意見をいただいております利用促進のための啓発推進も一定の効果が出ているのではと推察しております。

また特定財源としまして、診療報酬収入の増収見込み354万9,000円の充当でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の4ページをお開きください。歳入では先ほど説明しました歳出のそれぞれの財源としまして、診療報酬収入から繰越金までの所要の補正を行うものでございます。特に、診療報酬収入では右側の説明欄に記載のとおり、受診者一人当たりの金額がインフルエンザの関係からか、平均7,900円にまで上昇しております。

以上、議案第2号の補足説明といたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

どうぞ、呉羽議員。

○呉羽議員 今の歳出のところの医薬材料費190万円という数字ですけれども、御説明では受診者増により材料費をとということを御説明いただきました。当初予算の中にも120万円という金額を組んでおられるわけですので、そこら辺、1日当たり10.5人。昨年と比べては確かにふえておりますけれども、当初の見込みからしたら上回る医薬材料費を購入する予定にあったと思うんですけども、そこら辺、倍ほど伸びているのではないので、当初から見積もりが少なかったのかということだけを確認しておきたいと思えます。

○議長 事務局どうぞ。

○國子主幹 ただ今の呉羽議員の御質問にお答えいたします。特に、今年度につきましては、インフルエンザの流行が早かったということがございまして、11月の後半から、まず、インフルエンザの場合は、インフルエンザの簡易の検査キットというのが必要でございますし、投薬する薬の中身、子供さんであればタミフルドライシロップでございますが、こちらは通常、本診療所の場合は休みの間だけの処方でございますので、1日間でございますが、タミフル等のインフルエンザ関係は5日分の処方になるということでございます。したがって、当初120万円で予算計上しておったところではございますけれども、現段階でインフルエンザの患者数が増えているということで、投薬日数も通常1日のところがやっぱり5日になってくるということで、それ以外の投薬する調剤も5日間ということになるものでございますので、数字的には倍を上回るような

補正予算額を計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか、ほかにございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます、挙手全員であります。

よって議案第2号、平成26年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第3号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事、どうぞ。

○木村代表理事 それでは議案第3号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例(昭和56年8月制定)の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成27年2月16日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。一般の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については8月7日に人事院勧告がなされ、平成26年11月19日に給与法改正案が公布されました。本組合職員の給与につきましても国家公務員に準拠していることから、国と同様に月例給、地域手当等を改定する必要があるため、職員の給与条例の一部を改正するものでございます。

なお詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、その後、御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長どうぞ。

○福田事務局長 事務局長でございます。それでは議案第3号、相楽郡広域事務組合

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましての補足説明を申し上げます。

先ほど、代表理事からの提案説明にもございましたとおり、本組合職員の給与につきましては国家公務員に準拠していますことから、国におきます人事院勧告と同様に、所要の改正を行うものでございます。

平成26年8月7日の人事院勧告は2本立てになっておりまして、昨年11月の定例会では民間給与との比較によります改正を行いましたが、今回の改正では平成27年4月から執行する給与制度の総合的見直しがかかります改正を行うものでございます。

それでは具体的な改正内容について説明申し上げますので、7ページの新旧対照表をごらん願います。

まず第11条の改正は別表第2での給与表の引き上げに合わせまして新規手当の支給割合を現行3パーセントから6パーセントに引き上げるものでございます。しかしこれを一挙に引き上げるものではなく、附則で規則への委任を行いまして、段階的に引き上げ、平成27年度では4パーセントとし、最終29年度で6パーセントとする予定でございまして。次に第14条の3の追加は管理職員特別勤務手当の創設でございまして、管理職員が臨時、または緊急の必要によりやむを得ず行う休日勤務や、平日深夜勤務に対しましての支給でございまして。

8ページに移りまして、附則第号の改正は今回の給与料引き下げに伴いまして6級以上の特定職員に対する55歳以上での給与の減額措置を今回改正の経過措置が終わる平成29年度までとするものでございます。

9ページから12ページにかけまして新給料表の改正は給料表を平均2パーセント引き下げ、特に50歳台後半層に至りましては最大4パーセントの引き下げとなるものでございます。

5ページに戻っていただきまして、中段からの附則でございしますが、まず今回の改正の公布日が、平成27年4月1日でございます。また附則第3号では、新給料表の円滑な移行のため、3年間の現給保障の経過措置でございまして。

さらに6ページに移っていただきまして下段第7項では先ほど地域手当の改正にかかります支給率の規則委任でございまして。

以上でございまして。

○議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか、呉羽議員どうぞ。

○呉羽議員 すみません、今、御説明いただいたのでおおよそ理解はできるんですけども、最後に第11条に規則で定める割合というふうにおっしゃっていただきましたし、規則に委任するということで説明をいただきました。その規則というものの中に、今言われた地域で27年度は4パーセントとか、29年度は6パーセントと、そういう

数字が明記されているという理解でよろしいでしょうか。

もう一つは管理職員特別勤務手当という項目が新たにつくられているということで、これは今回新たに出されたものではなくて、今までからあったように思うんです。それを今回、今の段階で条として起こしたことの理由を御説明いただきたいと思います。

○議長 事務局長どうぞ。

○福田事務局長 事務局長でございます。

二点御質問でございます。

一点目につきましては、規則等で定めると、規則委任の件でございますけれども、早急に4月1日以降の規則を作成する予定にしております。これらにつきましても現在の人事院勧告あたりでその内容が示されると思いますので、そこらとまた構成市町村の規則、これらを参考にしながら作っていきたいと、このように考えております。

二点目の今回の管理職員特別勤務手当の新設ということで、創設ということになるんですけども、詳しくは調べてはいないんですが、大体私の記憶では、平成16年くらいにこういった制度がスタートしたということを知っておりますので、構成市町村の条例等も見させていただきますと、その当時に条例改正をされている市町村もありますし、昨年の12月議会で創設をされた市町村もあると聞いておりますので。私どもは該当職員が従来からいなかったと、管理職員がいなかったということも一つの理由だと思えますし、今回、人事院勧告の中で一部改正が行われました。といいますのは、私どもは、この14条3項全て創設しておりますけれども、各市町村の既に条例があります市町村につきましては、一部改正になっておるわけですけども、その中の平日夜間0時から5時まで、これが新設されたというふうに聞いておりますので、ここの一部改正だと思えます。今回そういった改正がございましたので、当組合の給与条例につきましても、こういった条件を14条3項ということで創設する計画でございます。

以上でございます。

○議長 ほかになればこれで質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第3号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決をします。この採決は挙手によって行います。原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます、挙手全員であります。

よって議案第3号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例については原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第4号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事どうぞ。

○木村代表理事 それでは議案第4号を提案させていただきます。

議案第4号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

平成27年2月16日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。

し尿くみ取り手数料につきましては平成20年10月の改定から6年以上が経過し、この間、人件費、軽油価格の上昇や平成26年4月からの消費税率の改定等により、し尿収集運搬業務を取り巻く環境も変化してきました。このたび、し尿収集運搬業務にかかる原価計算の見直しを行いました結果、10リットルあたり126円となったわけがあります。

また浄化槽汚泥投入手数料も1,800リットルあたり3,500円を、3,600円に改定することとし、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

なお施行期日は、し尿くみ取り手数料改定は平成27年10月1日、浄化槽汚泥投入手数料改定は平成27年4月1日とするものでございます。

なお詳細につきましては事務局長から説明をさせますので御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長どうぞ。

○福田事務局長 事務局長でございます。

それでは議案第4号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を行います。

まず条例改正の具体的な内容説明に入る前に、昨年11月の全員協議会におきまして頂戴した御質問や御意見に対しましての検討結果の説明を申し上げます。

1点目は消費税の再改定の時期が不透明となったことに対しまして、し尿くみ取り料を引き上げずに、不足分を行政側がずっと負担し続けてはどうかという御意見でございました。これに対しましては、今回の料金改定に向けた原価計算は、収集運搬の業者に対する適正業務を行うための適正価格であって、消費税の改定とは切り離して行ってい

るというふうに答弁をさせていただきました。

さらに消費税の再改定が伸びることに対する行政側の負担の議論はこれまでしてないので、意見を踏まえて協議を行うことと答弁いたしました。

このことを受けまして各市町村の担当課長会議を開催し、行政負担のあり方につきまして協議いたしました。が、財政事情が厳しい中ではできないとの結論に至り、平成27年10月と、平成29年4月、これはあくまで予定でございますが、この2回の料金改定を行うことで検討を進めることの確認をいたしました。

したがって、現段階では、平成27年10月に手数料改定を行い、消費税率が10パーセントとなる予定の平成29年4月に再度手数料改定を検討することといたします。

次に、2点目は、原価計算の積算において諸経費の割合が一括で40パーセントとなっているが、平成19年度では20パーセントであったことの理由をとの御質問でした。これに対しましては、原価計算の人件費の積算において、これまでは公共工事設計労務単価の中には賞与分というものが一日あたりの日額に入っていたにもかかわらず、別途賞与を人件費の積算で計上していたことが判明しましたため、これを正常化し、大谷処理場維持管理業務の積算に合わせて今回、諸経費を20パーセントから40パーセントに積み上げ直したものでありますというふうに答弁いたしました。

3点目は2点目の再質問といたしまして、現在の計量方法が正しいことの確認と、その説明がつくように整理するような御要望ございました。これに対しましては、その後の確認の結果、公共工事では諸経費には現場管理費や、一般経費を含んでおり、一般的な率は40パーセントを超えることが判明いたしました。また収集運搬業者から提出の原価計算では、事務所の備品やリース料などが諸経費とは別に計上されていますものを、組合の原価計算では、それらを一括して計上しており、経費率の設定に問題はないと判断しております。

最後に4点目は、し尿くみ取り手数料を住民負担として考えた場合に、公共下水道料金との比較や、京都府内の各自治体と比較した資料提示の御要望でした。これらに対しましては検討の結果、参考資料としまして、し尿、浄化槽、下水道の三方式の比較を行い、また京都府内の手数料の状況を1世帯3人とした1か月あたりの受益者負担額を算出し、本日、参考資料としてお配りしております。しかしながら、下水道などとの比較におきましては、処理形態が全く異なりますことから単純な比較とはならず、参考程度にとどめていただきたいと思います。とっております。

以上が前回の全員協議会での質疑を踏まえ、整理させていただきました内容でございます。

それでは議案の具体的な説明を申し上げますので議案書の3枚目、新旧対照表をお開

き願います。

今回の改正は料金の改定でございまして、第9条第1号の一般し尿の処理手数料を現行の10リットルあたり110円から126円に、第2号の浄化槽汚泥の処理手数料を現行の1,800リットルあたり3,500円から3,600円に、それぞれ改正するものでございます。また、従前、第3号といたしまして脱水汚泥の処理手数料を規定しておりましたが、現在では該当がございませんために削除するものでございます。

議案書2枚目に戻っていただきまして、改正条例案の附則でございまして、浄化槽汚泥の処理手数料の改定は、平成27年4月1日から、一般し尿の処理手数料の改定は、平成27年10月1日から、それぞれ施行するものでございます。

なお、参考までに、処理手数料にかかる背景といたしましては、下水道や浄化槽の普及によりまして、年々収集量は減少しておりますが、現在、収集運搬を委託しています5業者におきましては、今日、住民の方々からの苦情はなく、適正な業務が行われているものでございます。

また、廃棄物処理法の規定では、「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」と規定されておりますことから、今回、原価計算をしまして10リットルあたり126円が適正価格であると考えている次第でございます。

また、過去から相楽地域では、し尿収集運搬にかかる経費は、全額受益者負担という考え方を継続するものでございまして、そのためにも今回、改定するものであります。もちろん、本来のし尿収集処理経費は、もっと多額に及び、受益者負担も膨大な額になるものでございますが、収集運搬以外の経費を市町村分担金で賄っておりますことで均衡が図られているものと考えております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はございませんか、坪井議員どうぞ。

○坪井議員 今のし尿くみ取りの引き上げの件で御説明があったわけですが、住民の側からしますと当然負担が大きくなるわけですし、今、お示しいただいた資料を見ましても、例えば、3人家族の場合でしたらこれまでは3,365円ですね、500円上がって3,365円になるということですし、これは年間にしますと約6,000円の負担が大きくなるわけですし、公共下水道の例も算出していただきましたけども、制度が違うとはいえ、比較をしましたら、比較的、し尿くみ取りのほうが3人家族の場合でしたら、今回の値上げによって負担が大きくなるわけですし、こういうことを考えてみたら、今、いろいろ消費税であるとか、あるいは国保税の問題とか、介護保険料とか、いろいろな形で税負担が大きい中で、住民としては、あとは負担を抑えてほしいという、こういう要望が強くあるわけありまして、まあ、当時業者にとっては、一定の経費を保

障しなければ営業はできないわけですから、その点はよく理解はできるわけです。そういうことから考えてみましたら、やはり住民負担を抑えつつ、業者の営業も守るということであれば、やはり行政として、住民負担を軽減するという形で今回の値上げの対応ができないものかと思うわけです。

○議長 質疑を言ってください。

○坪井議員 だから今、言ってます。

○議長 反対討論みたいなことは言わんといてください。

○坪井議員 趣旨を言わないと質問の意味がわかりませんから。

このほかの他市町村の例を出しても、京田辺市とか、あるいは城南衛管では、行政負担が非常に大きく、住民負担も抑えているわけですね。京田辺市の場合だったら約4割の負担があるし、また城南衛管の場合だったら大体試算をすると9割くらいの負担をしてあるわけでありまして、こういう例もありますので、こういう形で行政負担で住民負担を軽減する形をとれないものかと。

○議長 木村代表理事。

○木村代表理事 おっしゃることについては、否定する思いはありませんけれども、やはり、行政がそれぞれ市町村行政を適正に執行していこうとするならば、今、おっしゃっているように住民負担を軽くして、その財源をどこに求めるかということが、これは住民の税にしかよるところがないわけでありまして、当然、払う側が、負担をする側から見ればより安く、場合によれば全額公費でやりなさいというようなことにもつながっていくわけでありまして、最近、識者はおっしゃってますけども、それぞれ全国の市町村のありようについては、公共施設が閉鎖をする、売却する、大変な時代に至っているわけでありましてけれども、住民が施設を利用する、サービスを受ける側の立場に一定の負担は適正だという、やっぱり考え方もあるわけでありまして、今回のこの提案につきましても担当課長会議等を開く中で、そして最終的には、こうした理事会において決定をして、提案をさせていただいているということでありまして、可能な限り、こういう施設をこれからも引き継いで、しっかりと運営をしていくという立場からも御理解をいただきたいと思っております。

○議長 坪井議員。

○坪井議員 理解はいただきたいということでありましてけれども、行政として、今、非常に財政が厳しいというようなことも言われた訳ではありますが、しかし、今回、し尿くみ取りの手数料の引き上げのことによって、全体としてどれだけの負担になるかといったら、これは行政の試算によりまして、1, 256万円、年間ですね。それくらいの額だというふうに、別添のところで記入されておりますが、これは、今回、予算のところで、分担金が約7, 000万から8, 000万、軽減をされております。それか

ら比べたら、そんなに大きな額ではないですし、また、それぞれの市町村の歳入の総額からみたら、本当に0.01パーセントか、0.03パーセントくらいの試算になりまして、これだけ行政として負担できない額ではないんじゃないかと思うんですね。例えば、京田辺市であるとか、あるいは城南衛管は公費負担をしている、これはなぜかということでお聞きしたことがあるんですが、そういうときにそうしたところでお答えになったのが、この下水処理の率が、ほぼ100パーセントに近くなった中で、しかし、今のそれを利用できずにし尿処理に頼らざるを得ない住民、これは負担も大きいですし、また不便さもあるわけですし、そういう住民は、少なくとも行政で一定程度補償をしてあげて負担も軽減するという、こういう理念から軽減をしているというふうに言われたわけですし、やはりこういうような考え方ができるのではないかというふうに思うんですけどね、いかがでしょうか。

○議長 3時25分まで休憩をします。

午後3時15分 休憩

午後3時25分 再開

○議長 それでは再開いたします。

休憩前の坪井議員の質問に対する答弁より行います。

答弁願います。木村代表理事どうぞ。

○木村代表理事 言葉尻をとらえて、それに対してという思いはありませんけども、今、発言の中で、行政負担をするにしても1,256万円やと。分担金軽減をした額からみれば小さいだろうという発言でありましたけども1,256万円、その金がうまくこの広域事務組合、あるいは市町村で事業をするなら、私は3,000万円くらいの事業ができるという思いからすれば、お互いに事業を進めていく上においては、負担とサービスをどういう形で確保していくかということも一方考えていただきたい。そういう意味からしても、これまでそれぞれの担当課長会議を経て、そして理事会でも慎重に議論してきたわけでありますので、ぜひともこの議案に対しては御同意いただきたいと、このように思います。

○議長 よろしいですか。

ほかに、呉羽議員どうぞ。

○呉羽議員 2点お願いします。1点目は126円の施行が、半年のうちということで、6か月を行政負担でということですけども、この6か月間の意味を確認しておきたいというのが1点と。あと、原価計算比較表の中で、今まで全協にいただいた資料の中で、公共工事の設計労務単価という金額がこの当時の数字であっておりますけれども、実際、今もこの単価は上がっている状況にあるというふうに思うんですけども、もちろんその金額があったとしても、この積算の根拠という段階でのこの数字を踏襲するとい

う形でいいですか。

○議長 答弁願います。

○福田事務局長 2点の御質問ですけど、1点目が6か月間行政負担をする根拠でございまして平たく言いますと、国におきましては、今年の10月に10パーセントという目標があったわけです。そのときにという思いはありましたけれども、この間、消費税率が昨年の4月に5パーセントから8パーセントになった時から、ずっと構成市町村の担当課長会議でも議論をしてきましたし、議論を重ねた結果、10月を目途としましてここは進めていきたいと。4月から本来126円で住民負担、この条例改正の施行時期を4月1日ということも、構成市町村会議の中では検討をしましたが、一定、住民周知、また、し尿券の印刷・交換等の事務手続に半年以上を要するという事の構成市町村の事務手続のことも考えたり、住民周知も考えますと、一定期間必要ということで、今回10月までの半年間を行政負担にという形で提案させていただきました。

2点目につきましては労務単価、おっしゃるとおりでございますけれども、一方議会運営委員会でも御質問がありましたけれども、原油価格が下落しているのではないかと、当時の積算では140何円という形にしてきたんですが、今、店頭表示でも108円くらいになっていると。こういった日々変動するところを一々原価計算に反映をしていきますと、なかなか価格が確定しないという意味で、適正な原価計算を業者とのすり合わせも含めましてやった時がこの価格でございますので、この価格で進めていきたいというふうに考えます。

○議長 呉羽議員どうぞ。

○呉羽議員 やはり住民周知の期間というか、これは理解も含めて実行していただきたいということと、やはり単価についてはそういう上がるものも下がるものもあるよということですので、了解しました。周知の方法をきっちりとしてもらいたいなという思いでしてほしいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 なければこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。坪井議員どうぞ。

○坪井議員 私は業者の経営を守るということは非常に大事なことだというふうに思うわけです。しかし、今、住民負担は限界がありますから、やはり、今回の値上げの部分につきましては、行政の負担で行い、住民負担にすべきではないと、こういう意味で今回の条例改正には反対であります。

○議長 次に賛成者の発言を許します。曾我議員。

○曾我議員 おっしゃることは重々理解いたしますけれども、くみ取りだけではなくて、今、公共下水道が進もうとしている折です。そんな折に、ここだけというわけにはいかないと思いますので、私はこの議案に賛成をしたいと思います。

○議長 ほかにございませんか。

なければこれで討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は挙手によって行います、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(多数挙手)

○議長 ありがとうございます、挙手多数であります。よって議案第4号、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程10、議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代理理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事どうぞ。

○木村代表理事 それでは議案第5号を提案させていただきます。

議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について。

平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計予算を別添のとおり定めます。

平成27年2月16日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは提案説明を申し上げます。

平成27年度一般会計予算の編成に当たりましては、今日の市町村財政の厳しい状態を踏まえまして、歳出を厳しく精査し、分担金の削減に努めたものの、大谷処理場運転維持管理業務委託料の増等に伴いまして、し尿処理分担金等で増となりましたが、処理場更新公債費減により、分担金が大幅に減となりました。

また、各市町村の衛生、消費生活、医療、財政担当課長会議、さらには全体を統括し、調整をするために、企画担当課長によります広域圏幹事会をそれぞれ開催し、担当部局との調整、協議を十分に行ってまいりました。最終的にそれらの議論を踏まえた上で、理事会において決定をし、提案させていただくものでございます。

平成27年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,800万円といたしております。前年度比較では、平成11年度借入分の公債費が償還済となったこともありまして、7,700万円、16.2パーセントの大幅な減となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして、説明申し上げます。

まず、歳入では、分担金及び負担金3億7,391万9,000円で、歳入総額の約94パーセントを占めており、その内訳といたしましては、分担金は2億9,345万8,000円、負担金は8,046万1,000円であります。

一方、使用料及び手数料は1,675万9,000円で、歳入総額の約4パーセントを占めております。

次に、歳出につきましては、議会費は42万6,000円、総務費は3,673万9,000円、衛生費は3億2,579万8,000円、商工費は865万5,000円、公債費は2,589万5,000円、予備費は48万7,000円をそれぞれ計上いたしております。そのうち、衛生費及び公債費で予算総額全体の約88パーセントを占めております。

以上、平成27年度一般会計予算の概要を申し上げます、提案説明といたします。

なお、詳細については、事務局長から説明をさせますので、その後、慎重な審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありました。補足の説明を求めます。

事務局長。

○福田事務局長 事務局長でございます。それでは議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計予算につきまして、前年度からの変更点や、特に重要な点などを中心に、補足説明を申し上げます。

それでは歳出から御説明申し上げます。予算書の7ページから15ページまでに及んでおりますが、歳出の説明につきましては、別添の「平成27年度予算附属資料」におきまして、経費ごとの詳しい内訳などを記載しておりますので、この附属資料で持ちまして説明させていただきます。

なお、この予算附属資料は、平成26年度で試験的に作成しましたが、平成25年度決算の内容なども踏まえまして、平成27年度から本格的に作成したところでございます。

それでは、附属資料をお開き願います。まず、附属資料の3ページ議会費、議会費、議会費の議会運営費といたしまして、42万6,000円の計上でございます。これは基本的に前年度と同じ内容でございますが、議会構成の変更予定に伴います離就任分の端数整理のため報酬を1,000円増額いたしております。

次に、4ページに移っていただきまして総務費、総務管理費、理事会費の理事会運営費といたしまして、28万1,000円の計上でございます。これも基本的に前年度と同じ内容でございますが、こちらも議会費と同様に離就任分の端数整理といたしまして報酬を1,000円増額計上させていただいております。

右側の5ページ総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費といたしまして、3,331万3,000円の計上でございます。これは、組合事務一般事務経費でございますが、職員人件費の定期昇給増など、平成10年購入の軽乗用車の公用車1台更新などによりまして、前年度より335万3,000円の増加でございます。

次に6ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、一般管理費の広域市町村圏経費といたしまして、5,000円を計上いたしておりますが前年度と同様でございます。

右側の7ページ、総務費、総務管理費、相楽会館費の相楽会館管理運営経費といたしまして、308万円の計上でございます。これは、会館の維持管理費でございますが、前年度は1階トイレ洋式化工事を実施いたしましたが、今年度は以前より利用者から要望のありました大ホールの長机30台を更新するため、備品購入費として120万円を計上し、差し引きで前年度より7万9,000円の減額となっております。

次に、8ページに移っていただきまして、総務費、総務管理費、公平委員会会費の公平委員会運営費と、右側の9ページの総務費、監査委員費、監査委員費の監査委員運営費につきましては、それぞれ前年度と同じ内容でございます。

続きまして、10ページに移っていただきまして衛生費、保健衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、1,045万6,000円の計上でございます。これは本来、一般会計で経理すべき経費を特別会計に移しておりますことから、特別会計での診療所事業の収支不足分を一般会計から繰り出しするものでございます。

右側の11ページ、衛生費、清掃費、し尿処理費のし尿収集運搬経費といたしまして、8,693万6,000円の計上となっております。これはし尿で6,831キロリットル、また浄化槽汚泥で8,231キロリットルの搬入を見込みますとともに、平成27年4月から、し尿収集運搬委託料を10リットルあたり126円に改定いたしますことから、前年度より372万1,000円の増額でございます。

次に、12ページに移っていただきまして、衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費といたしまして、2億2,840万6,000円の計上でございます。これは、大谷処理場の運営にかかる経費でございますが、平成26年度に実施いたしました精密機能検査で指摘のありました箇所の修繕を優先的に計上いたしますとともに、施設整備から14年目を迎え、突発的な故障の発生に備えますため、緊急時対応予備分として、500万円を予備的に計上いたしております。

また、施設整備構想の策定を受けまして、廃棄物処理法に基づきます、今後の、し尿・浄化槽汚泥の搬入量予測と、改修予定の整備規模の設定のため生活排水処理基本計画の策定委託料と、また3年ごとに実施をいたしております修繕工事見積精査業務の委託料を新規計上しております。

右側の13ページ、商工費、商工費、商工総務費の消費生活センター運営経費といたしまして、865万5,000円の計上でございます。これは、センター運営のさらなる充実を目指しまして、PRのための啓発資材や、研修費の増などで前年度より98万3,000円の増額でございます。

続きまして、14ページ、15ページに移っていただきまして、公債費、公債費の元金と利子でございますが、平成11年度発行分の起債償還が平成26年度で完了しましたため、元金と利子の合計で、2,589万5,000円の計上で、前年度より1億206万5,000円の大幅な減額となっております。

最後に、16ページの予備費を加えまして、以上の歳出合計で、3億9,800万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は予算書の4ページをお開き願います。一般会計予算書の4ページでございます。最初に第1款、分担金及び負担金の第1項、分担金でございます。分担金総額では、前年度と比較をいたしまして、7,875万2,000円の減少となっております。これは、第2節の処理場更新公債費分担金で、平成11年度借入分が、平成26年度で償還完了となりましたため、1億206万5,000円の減となったものが主な原因でございます。一方、今年度での新たな項目といたしまして、第1節の市町村分担金で説明欄の下から2行目の、し尿処理の特例ただし書差額分が加わっております。この額が560万9,000円となっております。これは先の議案第4号で御審議いただきました、し尿処理手数料の改定が平成27年10月からの施行としておりますものの、収集運搬業者への委託料の支払いは平成27年4月から改定となりますことから、4月から9月までの半年間だけ委託料と手数料の差額16円分を収集量に応じまして、各市町村の負担とするものでございまして、その額が先ほど申しました560万9,000円ということで新規計上するものでございます。なお、これにかかります分担金規則の改正内容を議案第5号、参考資料として添付をさせていただきますので、そちらのほうも御参考願いたいと思います。また、市町村ごとの分担金額につきましては、平成27年度予算附属資料の21ページから31ページに算出資料をつけておりますので、これも後ほど参考にご覧いただきたいと思います。

次に第2項の負担金につきましては、各市町村から搬入されました、し尿の量に応じました各市町村からの負担金でございますが、下水道の普及に伴います搬入量が7,500キロリットルから、6,831キロリットル、669キロリットルの減少によりまして、前年度より203万9,000円の減少でございます。なお、の中には、先の手数料改定に伴います平成27年10月からの負担金額の変動分も見込んでおります。

次に第2款、使用料及び、手数料に入りまして、第1項、使用料でございますが、御

承知のとおり、消費生活センターや、休日応急診療所の開設に伴いまして、相楽会館の貸室が現在2階の大ホールのみとなっておりますが、前年度実績見込みと合わせまして30万円を見込んでおります。

5ページに移りまして第2項、手数料でございますが、浄化槽汚泥投入手数料を8,231キロリットル、1,645万9,000円見込んでおります。なお、搬入量は、前年度8,390キロリットルから、今年度8,231キロリットルと、159キロリットル減少する見込みではございますけれども、先の議案第4号での手数料改定に合わせて、微増でございますが増えているという状況でございます。

次に第3款、府支出金につきましては、消費生活センターの運営に対します京都府の補助金でございますが、平成27年度も補助金の継続が確実なことから、当初予算の時点で算定できる金額の全額といたしまして712万1,000円を見込んでおります。

次に第4款、繰越金、6ページの第5款、諸収入につきましては前年度と同様でございます。以上、歳入合計で3億9,800万円となるものでございます。

以上が、歳入歳出予算の前年度との比較を中心とします概要でございます。なお、その他の関係いたします内容を資料集としまして、別にお配りしておりますので、必要に応じてご覧いただきますよう、お願いいたします。

以上、議案第5条の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

呉羽議員どうぞ。

○呉羽議員 予算書の12ページの委託料に、生活排水処理基本計画策定業務委託料ということで金額が上がってます。先ほど構想等々の説明の際に、今後のスケジュールということで31年に、あればというようなことで、こういうスケジュールですよと示していただきました。示していただきましたけれども、その前に処理の方法としては、何パターンかはあるよということを示していただいたわけで、この生活排水処理基本計画ってというのは、そこらあたりを見込んでの策定になるのか。燃焼だとか、そちらを廃止する場合とか、規模を縮小する場合という処理の方法が、4パターン提示されたわけですね。そこら辺は全く別物という理解をしといたらいいでしょうか。27年度からの策定業務と、その構想との関係がどんなふうなのかを確認しておきたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 ただ今の御質問でございますけれども、資料でもお示ししておりますとおり、今後の大谷処理場の基幹的改良の一連の委託業務ではあります。ただし、この27年度に予定しております生活排水処理基本計画につきましては、もう既に議員さん御承知だとは思いますが、廃棄物処理法の第6条第1項の規定によりまして、市町村

が、その区域内の一般廃棄物の処理につきまして、一定の計画を定めなければならないというふうになっておりまして、当事務組合も相楽5市町村のエリアの生活排水処理基本計画を平成19年に作成をしまして、この計画満了が、平成28年度までであるわけでございます。しかし、この平成19年度の計画を見ましたところ、現計画との実績との差異がかなり出てまいっておりまして、具体的に申し上げますと、現時点で、し尿人口で平成19年の計画より実績が1,200人程度、また、みなし浄化槽といたしまして、単独浄化槽で、400人程度。また合併浄化槽の人口で1,000人程度ということで、計画よりも現時点の人口が少なくなっている現状でございます。これは、分析は詳しくはしておりませんが、下水道進捗が、計画当時の19年度よりもスピードが速くなっているのではないかとということが一点言えます。ですから、法6条によりまして、作らなければならない計画の計画満了年度までは、まだありますけれども、現時点での見直し時期にあるというのが一点。それと、このたびの施設整備構想の作成を踏まえまして、今後の、この相楽地域の生活排水の状況がどのように変化をしていくのか、また、大谷処理場を今76キロリットルの施設ですけれども計画を実施する年度には、何キロリットルの施設が必要かというような施設規模の算定の根拠になるものを作っていきたいというのが今回提案をさせていただいてます、生活排水処理基本計画の内容でございます。

以上です。

○議長 呉羽議員。

○呉羽議員 であるとすると、人口減とか、計画に今の実態に合致していない部分があるから、計画を策定するんだよということは理解しました。ただ、その乾燥だとか焼却設備を廃止したほうが経済的利益は大きくなるというふうに、ここに書かれているんですけども、実際には脱水汚泥の陸上処分には、課題があるというのは同時に言えますので、そこら辺をどう判断をする段階と、この構想とがどうかかわってくるのかなという心配がありまして、この27年度の計画の中には、ある一定の方向づけがされるのかなという思いがあつての質問です。十分、環境の面で考えていただいて、将来的にも金額がどうなるかわかりませんよね。受け入れが1,200万円ですと書いてとありますけども、そこら辺も不安な材料ですので、十分、27年度で一つの方向に決めてしまうことがないようにと思つての質問ですので、そこら辺を十分どこかに委託をするわけでしょうけども、よろしくをお願いします。

○議長 よろしいでしょうか、特に何かあれば答弁をしてください。よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 なければこれで質疑を終わります。

討論を省略して、お諮りすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、お諮りします。

議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計予算について採決をします。

この採決は挙手によって行います、原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます、挙手全員であります。よって議案第5号、平成27年度相楽郡広域事務組合一般会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第11号、議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

木村代表理事どうぞ。

○木村代表理事 それでは議案第6号を提案させていただきます。

議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算について。

平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算を別添のとおり定めず。

平成27年2月16日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度特別会計補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2,000万円といたしております。前年度比較では、230万円、13パーセントの増となっております。

歳入歳出予算の主な内容につきまして説明申し上げます。

まず歳入では財産収入は、235万2,000円、休日応急診療所収入は、1,764万5,000円、繰越金は、1,000円、諸収入は2,000円をそれぞれ計上しております。

次に、歳出でございます。衛生費で休日応急診療所の運営経費1,764万8,000円を計上しております。また、ふるさと市町村圏振興事業につきましては、事業の見直しをはかり、本組合の情報を積極的に発信するための「ホームページ管理運営」のみとしており、さらには余剰分を「ふるさと市町村圏基金」に積み立てるものであります。これらの事業を推進するための振興費は、235万2,000円を計上しております。

以上、平成27年度特別会計予算の概要を申し上げまして提案説明とさせていただきます。

なお詳細につきましては事務局長から説明をさせますので慎重な御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明がありましたが、補足の説明を求めます。

事務局長どうぞ。

○福田事務局長 事務局長でございます。

それでは議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

特別会計におきましても一般会計と同じく附属資料をもちまして、歳出から説明申し上げますので、附属資料の17ページをお開き願います。

それでは、附属資料17ページの振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏振興事業運営経費といたしまして、220万6,000円の計上でございます。これは、平成26年度と同様に基金の運用益の残額を今後の事業充当などに備えまして、基金積み立てをするものでございます。

次に18ページに移っていただきまして、振興費、振興費、事業費のふるさと市町村圏振興事業経費といたしまして、14万6,000円の計上でございます。これは、ふるさと市町村圏の内容を広くお知らせするためのホームページを管理運営するための経費でございます。

右側の衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費といたしまして、1,687万4,000円の計上でございます。これは、診療所運営の経費全額でございますが、昨年度との変更点といたしましては、年末年始に受診者が増加いたしますことから、医療事務を二人体制とすることの増加と合わせまして、調剤・薬局業務の委託先変更に伴います科目間での経費の移動などがございます。

次に、20ページに移っていただきまして、衛生費、衛生費、休日応急診療費予備費の診療所運営での予備費といたしまして、77万4,000円の計上とさせていただきます。歳出合計で2,000万円となるものでございます。

続きまして、歳入の説明に移りますので、今度は予算書の4ページをお願いしたいと思います。予算書4ページをお開き願いまして、第1款、財産収入につきましては、前年度と同じ内容でございます。現在、ふるさと市町村圏事業基金を平成28年度末まで京都銀行木津支店の定期預金で、年利0.48パーセントで運用しております。

次の第2款、休日応急診療所収入、第1項、診療報酬収入につきましては、前年度より大幅に増額をいたしておりますが、平成26年度の実績見込みに合わせまして、先の補正予算と同額の718万9,000円で計上いたしているものでございます。

第2項の一般会計繰入金につきましては、先の一般会計での説明のとおり1,045万6,000円の計上でございます。

5ページに移っていただきまして、第3款、繰越金、また第4款、諸収入につきましては前年度と同じ内容でございます。

以上の歳入合計で2,000万円となるものでございます。

以上が歳入歳出予算の概要でございました。

以上、議案6号の補足説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

曾我議員どうぞ。

○曾我議員 広域事務組合相楽郡7か町村、合併こそできませんでしたが、昔から何かと一緒にやってきた仲間なのですが、いつの間にか7か町村の活性化というのでは、休日診療所とか、そっちのほうにいつてしまって、活性化については、ささやかにホームページとパンフレットの増刷だけという、今回の予算ですけれども、何かもうちょっと考える気はなかったんでしょうかという質問です。

○議長 木村理事どうぞ。

○木村代表理事 相楽の課題でも西部と東部との違いもありますし、当然、いろいろあれもやりたいなということもあるわけですが、優先課題としては、やはり消費生活相談センター、私は相談と言っているんですけど、相談を削除して消費生活センターということでもありますけども、これも一本でやることできる。当然、一部の自治体では、独自に相談業務をやっていたりしている、そういうことでできるだけ相楽みんなが受益ができるよということ、今、スタートをしたわけでありまして、一番大きな課題は、休日診療所の事業をどうするかという、京都府内でもこの相楽が一番後手後手に回っておりまして、医師会との調整がなかなかうまくいかなかったということもありましたわけですが、結果的には医師会の大きな協力の中で、最終的には医師会の先生がみんな寄られて、賛否両論がある中で、そこで採決をされて、そして、この事業をみていたということになるわけですが、とにかく、住民の健康をまず優先をしてどうするかという、そういうことでここにきているわけですが、文化を創るつどいなど、いろいろ、あるいは人材の育成とか、そういうこともやってきたわけですが、それぞれのやっぱり市町村が分担をしていく経費の負担においては、非常に地方財政が、今、厳しい中にありますので現在の状況の中でやむを得ないかなと。しかし、7億円の基金の関係で、最終年度には、その利子を上乗せするような形になっておりますので、またそれはそれで可能な議論はしてもらいたいなと、このように思っております。現状はこれで御理解をいただきたいと思っております。

○福田事務局長 事務局長でございます。代表理事が言われたとおりでございますけれども、ふるさと市町村圏のあり方そのものということで、27年度の提案も事業をやっていないということでございます。これも、構成市町村と十分協議をさせていただいた結果で、ふるさと市町村圏事業がスタートしたのは、平成4年でございますので、私自

身もずっとそれにかかわってきましたし、現状は代表理事が申しましたように、我々職員も消費生活センターや休日応急診療所の業務に重点をおいておりまして、ふるさと事業に取り組むにもなかなかできないというものもありますし、各市町村で地域おこしも盛んにやっておられると。今後、相楽一体となった広域的な地域創生、地域づくり、ふるさとづくりをどうしていくかということにつきましても、いろいろ国の動きもあることだとわかっておりますが、このふるさと市町村圏事業そのものが、御承知のとおり20年度末で制度自体が廃止されております。その背景には、広域市町村圏の圏域内で、市町村合併が行われて、圏域を廃止されたところが多いというのが、全国的な流れでございます。しかしながら、この地域は木津川市はじめ5市町村、まだまだ広域事業の必要性があるということで、現在まで取り組んでまいりました。しかし、近年の消費生活センターや休日診療所の事業展開の中で、ふるさと市町村圏事業を休止しているのが現状でございます。こういうこともありまして、28年度末には基金の満期がくること。それと、ふるさと市町村圏の現計画自体が29年度末で期限がくると、こういうこともありますので、この4月から始まる27年度、一年間かけまして、主には各市町村の企画担当課長で構成します広域圏幹事会が中心となり、この辺のあり方を十分検討してまいりたいと思っております。資料集の中にも、22ページのところに計画が載せてあるんですが、27年度は、先ほど提案しただけですけども、ホームページのみということで、従来やっていたシンポジウムや相楽ふるさと塾というような事業はもうやなくなってきているのが現状であります。そういった中で、28年度の基金運用益を見ていただきましたら、4年間の70パーセントずつの30パーセント分の上乗せが、最終年度の28年度で財産運用収入が入りますので739万2,000円の利息が京都銀行から入ります。それとあわせて元本であります7億円の基金そのもの、ここらを充分使い方を、27年度中に議論をしていく中で、例えば、相楽地域に必要なまちづくり事業までは、その辺も使っていくことが考えられますが、現時点でそんなような方向性が決まっていない中で先ほど提案しましたように積み増しをしていくのが現状です。

○議長 曾我議員どうぞ。

○曾我議員 ありがとうございます。京都府のほうも京都府南部を「お茶の京都」と名乗って何とか活性化をと考えてくれてますので、それにのっかって何か事業をまた新しく考えていただきたいと要望したいと思います。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

呉羽議員どうぞ。

○呉羽議員 一点だけ、全協で御報告があった薬剤師の関係で、結果としては民間への委託という形になりましたよという金額は出ておりますし、委託料というところであがっているわけですけど、金額としては、昨年度26年度と変わらない状況で、そのま

ま委託という形になっているという理解を金額をみる限りはするんですけども、その薬剤師の一人当たりの単価も含めて、それでよろしいですかね。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 事務局長です。昨年度までは相楽薬剤師会の契約で報酬でありますので、今回は委託料という科目を切りかえていただけて、総額的には変わりませんし、単価も薬剤師会と契約していたときと同額でお願いしているところがございます。いろいろ勤務条件等を委託で来ていただく関係もあるので、保険の入り方とか、そういう詳細はこの4月に向けて協議中でございますけども、報酬額につきましては、相楽薬剤師会と同額で考えております。さらに、出務予定の薬剤師さんも15人、相楽薬剤師さんで、今エントリーされているのは15人で同じ、人員的にも確保できますので、その辺は安心していただけるのではないかと思いますけども。

○議長 よろしいですか。

○呉羽議員 はい。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

なければこれで質疑を終わります。

討論を省略してお諮りすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認め、お諮りをします。

議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算についてを採決します。この採決は挙手によって行います。

原案のとおり決することに賛成の議員は挙手願います。

(全員挙手)

○議長 挙手全員であります。よって議案第6号、平成27年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これもちまして平成27年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり慎重に御審議を賜り大変ありがとうございました。

議員の皆様のご今後の御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。大変御苦労さまでございました。

(午後4時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合議会議長 杉浦 正省

会 議 録 署 名 議 員 吉岡 克弘

〃 西岡 努